

Sky Wind SPC1株式会社
「(仮称)日南風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」
に対する意見について

平成28年6月24日
経済産業省
商務流通保安グループ
電力安全課

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「(仮称)日南風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」について、Sky Wind SPC1株式会社に対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。
意見内容は別紙のとおり。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所 : 宮崎県日南市
- ・原動力の種類 : 風力(陸上)
- ・出 力 : 最大19,500kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	平成28年 3月31日
環境大臣意見受理	平成28年 6月10日
経済産業大臣意見	平成28年 6月24日

問合せ先:電力安全課 長村、高須賀
電話03-3501-1742(直通)

S k y W i n d S P C 1 株式会社
「(仮称) 日南風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」
に対する意見

1. 総論

(1) 対象事業実施区域の設定

対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取付道路等の附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という。）の検討に当たっては、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。

(2) 事業計画の見直し

2. (1)、(2) 及び (3) により、騒音等及び風車の影による影響並びに鳥類に対する影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

(3) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

2. 各論

(1) 騒音等の影響

事業実施想定区域の近隣には複数の住居が存在しており、工事中及び供用時における騒音等による重大な環境影響が懸念されることから、環境保全に十全を期すことが求められる。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」（平成27年10月、環境省）及び最新の知見等に基づき、適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居から離隔すること等により、騒音等による環境影響を回避又は極力低減すること。

(2) 風車の影の影響

事業実施想定区域の近隣には複数の住居が存在しており、供用時における風車の影による重大な環境影響が懸念されることから、環境保全に十全を期すことが求められる。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居から離隔すること等により、風車の影による環境影響を回避又は極力低減すること。

(3) 鳥類に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺は、サシバ等の渡り鳥の渡り経路のとなっている可能性があるほか、クマタカ等の希少猛きん類の生息が確認されている。このため、本事業の実施により、風力発電設備への衝突事故や移動経路の阻害等による、鳥類の渡り及び生息への重大な影響が懸念されることから、これら鳥類への重大な影響を回避するため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、鳥類に関し、適切に調査及び予測を行い、専門家等からの助言を踏まえ、影響を評価し、反映すること。

(4) 植物及び生態系に対する影響

事業実施想定区域には、自然環境保全基礎調査において植生自然度が高いとされた植生が存在しており、本事業の実施により、植物及び生態系への影響が懸念される。一方で、植生自然度が高いとされた植生以外の森林においても、専門家へのヒアリング等によれば、林床に重要な植物が生育する可能性が示唆されている。このため、動植物の生息・生育状況について林床も含め適切に調査し、それらの調査結果を踏まえ、植物及び生態系への影響が回避又は極力低減されるように、風力発電設備等の配置等を検討すること。